

平成 23 年 第 593 号

6  
月

KOHO OWANI

おあわに  
広報大鰐

HEALTHY・COLORFUL・BRIGHT TOWN

健やか・彩り・輝きのまち

大鰐町ホームページアドレス <http://www.town.owani.lg.jp>

青森県  
大鰐町  
広報誌



青森県消防協会南黒支部観閲式(4月29日)

「安全・安心」

時として災害の規模は  
過去の経験や予測を  
遙かに超える  
地域が連携し結束することで  
その力は大きなものとなる  
地域の安全・安心のため  
心を一つに



春のクリーン大作戦(4月16日・平川親水公園)

Topics

# 話題

## 春の火災予防運動

大鰐町消防団(団長前田清勝)は4月17日、春の火災予防運動の消防車両による巡回を行い、町民に防災意識の高揚を呼び掛けました。

車両は三班に分かれ、火の元の安全を確認しましょうなどと呼び掛け、雨池スキーセンター駐車場に設置された本部で前田団長に実施報告を行いました。

前田団長が、今月11日から春の火災予防運動期間となっている。火の元には十分注意し、火災のない地域にしよう」と訓示、団員一同気を引き締めていました。



## 厚生労働大臣より表彰

藤田重之丞氏(唐牛)が1月24日、民生委員・児童委員として多年にわたる社会福祉の増進に貢献した功績で厚生労働大臣細川律夫より表彰されました。

表彰状並びに記念品の伝達が4月27日、町役場町長室で山田町長より行なわれ、藤田氏は「昭和58年から27年間務めてきました。地区の皆さんに気軽に声がけてもらえようと心掛けてきました」と、喜びを語っていました。



## 町の有志が岩手県の被災者を支援

東日本大震災の被災者を支援しよう、OH!!鰐元気隊(隊長八木橋綱三)のメンバー、町職員ら20人が4月6日、岩手県宮古市の田老地区の避難所を訪れて被災地から要請のあった物資やリンゴ、リンゴジュース、バックと帽子100セット、豚汁600食などを提供した。

豚汁は現地で温めなおして提供し、温かい物が欲しかったので被災者の皆さんから喜ばれたとのこと、後日、大学生の方からは、大鰐温泉もやし入りの具沢山のトン汁とてもおいしくて3杯もおかわりした。リンゴもおおいしく身も心も温まった。いつか大鰐温泉に家族で訪れたい」と、礼状が届いていました。

八木橋隊長は、想像以上の惨状でした。復興までは長い時間がかかると思います。今回



避難所で大鰐温泉もやし入りのトン汁を振舞った

だけでなく、今後現地と連絡を密にしながらかけていきたい」と語っていました。  
また、4月17日には、鰐元気隊に子供達20人程を招待して、温泉入浴や元気隊キッズとの焼肉パーティーなどで楽しい一時を過ごしていました。



移動中の車窓からは瓦礫の山と化したさまざま光景が続いた

# T o w n 町の

## 春の交通安全に向けて

### 交通安全祈願祭

大鰐町交通安全協会会長山田範正(主催)による交通安全祈願祭が4月6日、大円寺で行なわれました。

大円寺本堂前で、黒石警察署の上野貴司次長、大鰐分庁舎担当、大鰐町交通安全協会会員ら関係者約50名が無事故安全を祈願しました。

山田会長が、当町では、今年3月27日に交通事故死亡者ゼロ500日を達成した。関係



交通安全祈願祭が4月6日早朝、大円寺で行なわれた

機関の皆様の尽力によるものと感謝します。交通事故での高齢者の割合が7割と高くなっています」と述べ、上野次長は

「昨年当町管内の人身事故は29件と減ったが、今年黒石管内では既に4名の死亡者を数えています。春の交通安全に向けて、新入学児童などに対する思いやりの運転を心掛けて」と、協力を呼びかけました。

### 街頭指導・呼び掛け

新入学(園)児の交通事故防止運動が4月7日から13日までの7日間実施されました。

町内では、大鰐温泉駅前など通学路となっている主要交差点で大鰐町交通安全母の会会長芳賀雅子、PTAなどによる街頭指導が行なわれました。



## 交通安全は家庭から

### 大鰐町交通安全母の会会長

芳賀雅子(の総会)が4月20日、町中央公民館で開催されました。

子供と高齢者の交通事故防止などを活動重点目標とする新年度事業計画案などを原案通り可決役員は再任となりました。

芳賀会長は、皆様のご協力により、当町では3月27日に500日交通事故死亡ゼロを達成し、青森県警・県連合会より表彰を受けました。交通安全は家庭からを合言葉に、これからも活動を続けていきましょ」と挨拶。

山田町長は、500日達成にあたり感謝申し上げます。町民が安心して暮らせるよう、この記録をさらに伸ばしていきたい」と、感謝しました。



## 防犯清掃を実施

### 大鰐町防犯協会の女性部員、

大鰐婦人会防犯ボランティア20人程が4月6日、大鰐温泉駅前、鰐の湯などの清掃活動を実施しました。

長内会長、大鰐婦人会は今年度は4月6日、5月11日、6月1日、7月6日、8月3日、9月7日、10月5日、11月2日の午前10時から予定していますので、どなたでも気軽に参加を」と、呼び掛けていました。

また、駅前の清掃活動は、駅前に池があった頃にも行なっていましたから、おそらく数十年以上は遡るのでは…。歴史ある活動ですよ。最近では、たばこの吸い殻の投げ捨ては見られず、マナーの向上が現れていますね」と、語っていました。



# 平成23年度全国統一防火標語

## 消したはず 決めつけしないで もう一度



### 危険物安全週間 6月5日～11日

「危険物無事故のゴールは譲れない！」を統一標語に、全国一斉に危険物安全週間が実施されます。

近年、全国的に石油類など危険物を取り扱う際の事故が増加傾向にあります。事故の原因は、誤った取り扱いやうっかりミスなど人的要因がほとんどです。危険物を取り扱うときは、安全を再確認するように心掛けましょう。

なお消防本部では、危険物安全週間にちなみ、危険物関係事業所の消防訓練や立入検査などを実施します。問い合わせは、消防本部予防課本町2番地1 ☎32 5104

### 6月から消防本部の開庁時間が変わりました

6月1日(水)から、消防本部の窓口受付時間が次のとおり変わりました。

【変更前】5月まで】

午前8時半～午後5時15分

【変更後】6月から】

午前8時半～午後5時

これは、国や県、構成市町村の勤務時間の短縮状況を踏まえ、職員の勤務時間が15分短縮されることに伴い変更するものです。

### 危険物取扱者保安講習

危険物取扱者免状の交付を受け、危険物の製造所や貯蔵所および取扱所で危険物の取り扱い作業に従事している人は、定められた期間内に保安講習を受講しなければなりません。

該当する人は、受講の申請手続きを行ってください。

とき 7月14日(木)

ところ 岩木文化センター

「あそべーる」(賀田1丁目)

種別

給油取扱所関係 給油取扱所で危険物の取り扱い作業に従事している人

一般取扱所関係 以外の危険物施設で危険物の取り扱い作業に従事している人

対象

平成20年度に免状の交付を受けた人

平成20年度に保安講習を受けた人

新たに危険物取り扱い作業に従事して1年以内の人

受付期間 6月20日～7月4日

受講料 4,700円

申請書配付・問い合わせは

消防本部予防課本町2番地1 ☎32 5104



### 住宅火災から身を守るために、住宅用火災警報器を設置しましょう

全国では、住宅火災による死者が、ここ数年1,000人を超える状況で推移し、高齢化社会の進展により、今後さらに増加することが懸念されています。その死者も、逃げ遅れによるものが高比率となっています。早い段階で火災に気づくことが命を守るために非常に重要であり、住宅用火災警報器が命を守るキーポイントとなります。

住宅用火災警報器は消防法及び火災予防条例により、平成20年6月から全ての住宅の寝室や階段に設置しなければなりません。火災時に住宅用火災警報器が鳴りびびき、火災を早期に発見し、火災となる前に対応できたなどの奏功事例が数多く報告されています。

更に、「もし」住宅用火災警報器を設置していたならば、死者の発生を防げたと思われる火災も数多くあるのも事実です。この「もし」をなくするために、住宅用火災警報器の設置をお願いします。

また、悪質な訪問販売には、十分注意してください。消防職員や公的機関の職員が、住宅用火災警報器を販売することはありません。

問い合わせは 消防本部予防課 ☎32 5104 又は最寄りの消防署・分署へ



『振り込め詐欺』等不審な電話にご注意！おかしいなと思ったら黒石警察署大鰐分庁舎まで

警察官 A(大卒)を募集します  
 ~来たれ！若き力 正義の心~  
 青森県人事委員会及び青森県警察本部では、警察官 Aの採用試験を行います。採用予定人員、受験資格等は次のとおりです。  
 受付期間 / 5月30日(月)~ 6月24日(金)  
 第一次試験 / 7月10日(日)  
 試験場所 / 青森市  
 試験種別 / 警察官 A(男性・女性)  
 採用予定人員 / 未定  
 受験資格 / 昭和54年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者、または平成24年3月31日までに大学を卒業する見込みの者。  
 なお、警察官 A(男性)のみ、警視庁、埼玉県、千葉県、神奈川県及び静岡県の警察官を志望する人も同時に受験することができます。(受験資格は志望する都県によって異なるので、それぞれの都県に問い合わせてください。) また、受験資格等は変更になることがありますので、詳細については、それぞれの試験案内で確認してください。  
 《受験手続、その他の問い合わせ先》  
 青森県警察本部警務課採用係 代表 ☎017-723-4211(内線2663~2666)  
 または県内各警察署

山菜採りの遭難を防止しよう  
 春になると各地の山々は、山菜採りの入山者で賑わいますが、毎年、遭難が後を絶たず、中には尊い命を失う場合もあります。

平成22年の山菜採りの遭難状況を見ると、前年との比較で、発生件数は23件で6件減少、遭難者は29人で8人減少しているものの、死者は4人で2人(前年行方不明者1人含む)増加しています。

【平成22年の山菜採り遭難の特徴】

タケノコ採りの遭難が多発  
 山菜採りで最も遭難が多いのはタケノコ採りです。昨年の遭難者29人中20人と全体の約70パーセントがタケノコ採りでした。

高齢者の遭難が多発  
 遭難者29人中19人が60歳以上の方で、全体の約66パーセントを占めています。

遭難の原因は「道迷い」が圧倒的  
 遭難者29人中19人と全体の約66パーセントが「道迷い」となっています。

「平成23年1月で、青森県山岳遭難防止対策協議会の支部が県下18警察署全てに設立され、山岳遭難防止活動・捜索活動等の強化がなされました。」

シートベルト・チャイルドシートを着用しよう

6月は、「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」です。

道路交通法により、自動車の運転者は、

備え付けられたシートベルトを着用せずには運転してはならないこと

備え付けられたシートベルトを

着用しない人を乗せて運転してはならないこと

チャイルドシートを使用せず6歳未満の幼児を乗せて運転してはならないことが定められています。

つまり、運転者自らと同乗者の『命を守る』のは、運転者の義務とされているのです。

平成20年6月に道路交通法が改正され、全ての座席でのシートベルトの装着が義務化されましたが、未だに後部席においてシートベルトを着用していない方も多く見受けられます。

平成22年中の青森県内の交通事故死者数66人のうち、自動車乗車中だった方は22人、そのうちシートベルトを着用していなかった方は10人で、10人のうち4人は、事故の状況から、シートベルトを着用していれば命が助かったものと推測されているのです。

全ての座席でのシートベルト・チャイルドシート着用をお願いします。

不審な声かけ・痴漢などの被害にあったら通報を！

声かけ事案等の発生状況  
 件数が109件(H21年)、104件(H22年)、-5件(前年比)、被害者が147人(H21年)、149人(H22年)、+2人(前年比)

被害者学職別  
 未就学1%、小学生69%、中学生19%、高校生11%と、小学生が約7割を占めています。

子どもたちの登下校時に多発しています!!

ストーカー、性犯罪、痴漢、住居侵入、下着泥棒、のぞき、ひったくり等犯罪被害に遭わないためにあなたができることを心掛けましょう。

特別な人だけが被害に遭うのではありません。もし、被害に遭ったらすぐに通報を!!

可能であれば車のナンバーなど特徴をおぼえ、通報してください。

『自分の身は自分で守る』日々の心掛けがあなた自身を守ります!!

黒石警察署大鰐分庁舎管内交通事故発生状況(平成23年4月末)

		大鰐分庁舎管内		大鰐町	
		23年	前年比	23年	前年比
人身事故	発生件数	9	- 6	6	- 5
	死者	1	1	0	0
	傷者	9	- 9	6	- 7
物件事故		74	6	52	0

# 3月定例町議会

## 一般質問

町政ここが聞きたい

幸山市雄議員 山口多喜二議員  
秋田谷和文議員 渡辺久一郎議員  
秋元芳江議員 内海繁勝議員

6名登壇

### 質問

財政再建計画と地域活性化について  
学校の統合について  
おわりに山荘の再開について  
弘南鉄道大鰐線の支援について



幸山市雄 議員

問 昨年の九月議会で、財政再建計画に関する私の質問に、

町長は、五者協定の見直しを含め、OSKと開発公社の債務の返済方法について、金融機関と協議を重ね、早期に財政健全化団体を脱却できるよう県や弁護士と相談しながら交渉し、協議がまとまり次第、その内容を反映させた形で計画の変更を本年度中に実施する。」と答弁しています。

十二月議会では、同僚議員の「スキー場に対する考え方はどうなっているのか。」という質問に、町長は、財政健全化計画に基づき、二千万円で全エリア管理運営する指定管理者に委託していききたい。」という答弁でした。

十二月十七日の新聞にも、全

エリアでの指定管理を検討する業者が現れたためと、方針変更の理由を語った。」との報道がされました。方針が変わりつつあり、どうも理解ができません。そこで、以下について伺います。

一、国際スキー場の入込み予想の根拠と利用者数及び収支決算はどのくらいか。

二、債務の返済方法について、金融機関から理解は得られているのか。金融機関との交渉は何度ぐらいたか。その結果は。

三、スキー場の指定管理者について、見直しはあるか。

四、平成二十三年度も国際エリアのみの営業か。高原エリア含む全エリアの営業はないのか。

五、町直営による国際エリアのみの営業、指定管理者への委託は、五者協定違反、一括請求の対象にならないか。

六、OSKの日本政策投資銀行からの棚上げ利息約七億五千万円は、当初予算に計上されていないが、その返済方針は。

七、市町村振興資金について、具体的に説明を。

八、町長は、年頭のあいさつで「新幹線全線開業は、本町の農業、商工業の振興に最大限活

用できる絶好の機会であり、大きな発展につなげていかなければならない。」と述べているが、低迷している温泉街をどのように活性化し、発展につなげていくか。

九、未来に希望の持てる町づくりは、町長の公約であるが、平成二十三年度一般会計予算に地域活性化対策は反映されているか。

十、平川市で「そはもやし」栽培との新聞記事であるが、「そはもやし」と言えば大鰐名物であり、三百五十年の歴史がある大好評の特産品です。

この記事を見てどのように思ったか。

十一、前町長は、町のキャッチフレーズを「健やか・彩り・輝き」としてきたが、新町長はどのようなキャッチフレーズを考えているか。

答（町長） 一、入場者数は、前年度の国際エリア入場者数六千七百三十人の二倍強の一萬五千人と想定した。一月末の入場者数の実績は、一萬六千六十二人で、二、三月を一月末までの五〇%の八千人を想定し、合計で約二萬四千人を三月補正予算で見込んでいます。三月九日現在の入場者数は、二萬九千四百十五人です。

売上収入額は五千七百七十万円、支出見込額四千七百六十万円を見込んでいます。

二、OSKと町開発公社の債務返済等に関する協議は、これまで六回行っています。金融機関には町の財政状況などを説明し、具体的な打開策を見出すために理解と協力をお願いしています。

現在も協議は継続しており、町にとって持続可能な負担内容となるよう努力します。

三、現在、五者協定の見直しの協議中です。指定管理者については、協議が合意に至った後の検討事項と思つが、指定管理者の応募があるのであれば検討したい。

四、二十二年度スキー場の運営規模を縮小したことにより、経費の節減が図られ、町の財政支出の圧縮につながったと認識している。二十三年度も同様の営業を考えています。

五、日本政策投資銀行には、現下の町の財政状況等を説明し、五者協定の協議中であることから、期限の利益喪失の猶予をお願いしています。

六、町に対する負担の軽減を図るため、各金融機関に理解と協力をお願いしています。

七、県では、市町村における自律的な財政健全化を推進する

ため、早期健全化団体等、財政状況が特に厳しい市町村に対する支援策として、市町村振興資金制度を改正し、長期・無利子の貸付制度を創設したものです。

具体的には、「公共施設の整備」や「地方債の繰上償還に係る資金の借換え」に要する経費について、現行では有利子での貸し付けとなっていたところ、無利子で貸し付けるとともに、償還期限を十年以内から三十年以内に、据置期間を四年以内から五年以内に延長すると聞いています。

なお、本貸付制度は、一般的な地方債と同様、適債性が求められるものであり、公営企業や第三セクター等も含めた、市町村財政の赤字解消に充てるための借入れは対象とならないとのこと。

町としては、昨夏の豪雨災害の対応や今後実施される施設整備等について、こうした県の制度を最大限に活用しながら、財政の健全化に努めていきたい。

八、町の活性化に向けて様々な取り組みが開催されています。大鰐町観光協会が主催している「大鰐温泉観光誘客連絡協議会」、大鰐町商工会が主催している「大鰐町地域活性化委員会」

などに旅館組合、商店会ほか多数参加して、町発展のための意見交換議論を交わしています。九、平成二十三年で実施する事業は、地域活性化事業費三百四十一万三千円、大鰐温泉観光マップ等作成費として百三十万円を予算計上しています。

十、大鰐温泉もやしは、代々引き継がれてきた栽培技術により生産されている冬の伝統野菜として、町の代表する地域特産物です。地域の自然エネルギーを効率的に活用した農作物として注目され、大鰐ブランドの食材として定着しつつあります。

他の地域で栽培を予定しているもやしとは、栽培条件、栽培方法などが異なり、大鰐温泉もやしとは比較できないと認識しています。

十一、健やか、彩り、輝きのまち、おおわに」は、第四次大鰐町総合振興計画作成時のキャッチフレーズであることから、次の総合振興計画作成時までには考えたい。

問 少子高齢化が進んでいる中、町の人口は年々減少傾向にあります。「輝き子ども夢プラン」に、過疎自立促進計画参考資料「事業計画書」の中に、学校再編や統合について早期検

討も必要不可欠であり、平成二十二年中に学校統合の検討委員会を設置する予定とあります。その概要と進捗状況を示してほしい。

答（教育長） 町は少子高齢化が進んでおり、小学校では間もなく複式学級の学校が予想されます。

教育委員会では、児童生徒の学力向上及び団体活動等の教育環境整備の優先を第一に考えています。ただ、複式学級及び少人数学級は、児童・生徒たちにとって好ましくない環境にあるので、保護者をはじめ地域関係者等の意見を拝聴するため、平成二十三年度早々に協議会を立ち上げるとともに、保護者のアンケート調査・地区座談会等も実施し、慎重に検討したい。

平成二十三年度中に協議会における検討結果を受け、教育委員会に取りまとめ、議会に報告したい。

問 おおわに山荘の営業は、昨年の三月三十一日で休止しています。昨年の九月議会で私の質問に、町長は、再開するにも老朽化などから投資も必要となり、再開はできない状況にある。」また、年度内に譲渡

のめどがつかない場合は、解体を来年度に考えている。」と発言しています。では譲渡のめどについてはどうなっているのか。

山荘を再開できない理由は何か。再開するとしたらどのくらいかかるのか。

浴場のみの営業はできないか。町民町外の方から多くの要望があります。

山荘の休止はいつまでか。閉館するのかどうか。

答（町長） おおわに山荘の指定管理者の募集は、平成二十一年度及び平成二十一年度を実施したが、問い合わせは数件あったが、応募者はなかった。

休養施設特別会計については、資金不足比率が経営健全化基準以上となったことにより、昨年度、経営健全化計画を策定しています。

本計画の基本方針として、今後の新たな赤字発生を避けるため、平成二十二年から営業を休止し、一般会計からの繰り入れにより、資金不足額を早期に解消します。

町長就任前は、保養センターだけでも再開できないかと考えていたが、町は経営健全化に向けて取り組んでいる状況にあり、現在再開の予定はしてい

ない。

今後は、四月一日よりおおわに山荘の公売を告知し、公募を予定しています。公募期間に売却譲渡のめどがつかない場合は、経営健全化計画のとおり取り組むこととなります。

問 弘南鉄道大鰐線は通学・通勤の方々にとって、なくてはならない電車です。しかし、社会がマイカー時代になって電車の利用客が激減しています。現在、大鰐線の経営は赤字です。本当に厳しい状況で、昨年の八月二十六日の新聞に「赤字が続くなら営業断念も視野に入れていく」という弘南鉄道の社長のコメントが載っていました。

支援にはいろんな形があると思うが、私は固定資産税、都市計画税の減免を提言するがどうか。

弘南鉄道活性化協議会について、具体的に説明してほしい。

答（町長） 都市計画税の軽減措置はないが、固定資産税については、公共交通機能を有しているという観点から、標準税率の二分の一による不均一課税をしています。税額は二分の一に軽減しています。

弘南鉄道活性化協議会につ



いては、平成十七年沿線市町村並びに関係者で、弘南鉄道活性化支援協議会を設立しました。目的は、利便性の向上や安全運行対策を盛り込んだ再生計画を協議策定して、利用促進と事業基盤の強化を図り、地域公共交通ネットワークの維持と、環境にやさしい社会の実現と、地域の振興並びに発展に寄与することとしています。

協議会の委員の構成は、国、地方公共団体、議会関係、商工団体、学校関係、利用者、弘南鉄道となっております。

協議会では、弘南鉄道の現状報告並びに経営改善計画、利用促進及び経費節減計画、輸送高度化補助設備整備計画などに

ついて協議しています。

弘南鉄道への支援は、国が三分の一、県が六分の一、沿線五市町村の弘前市、黒石市、平川市、田舎館村、大鰐町で六分の一を補助し、弘南鉄道が三分の一を負担して、事業を行っています。

質問

観光客誘客のための対策はあるのか。そして、もやし生産者に対しての助成について



山口多喜二 議員

問 東北新幹線全線開業により、中央都市圏からの観光客が急増したことにより、観光地大鰐温泉に住む私たちは、大鰐温泉復活の兆しが見え始めたと感じ、新幹線効果に期待を寄せています。そして各自治体は観光客誘客増に向けて市町村を挙げて取り組んでいます。町として観光客誘客のための対策はあるか。

昔から温泉熱を利用した手作りの津軽味噌、醤油と温泉もやし、それに近代の青森シャモロックを加えた料理、他町村に

はない差別化されたものとしては、この三つが観光客誘客に有効な食材であると私は考えています。

観光客誘客のために、団体がこれらの食材をもとに新料理開発を考えたときに、町は協力支援をするつもりはあるのか。

町では山荘近くにもやし生産工場を造る等、もやし生産者の協力を得て、伝統食文化の保存継承に努力しています。果たして、それは温泉もやしが後世に継承されるための最善の方法なのかどうか。

もやし組合そのものが現存しながら活発な活動ができていない状況下、何が原因なのか。

内容によっては、もやし組合活動の活性化に助成するとか、個々の事業内容によっては支援を考えると、まずは仕事に意欲を持てる環境を整えること。そして人材育成に支援協力してはどうか。

何百年もの間、生産方法も変えずに技術継承してきたもやし生産者がいたから今の温泉もやしがあるのであって、その方たちに感謝し、助成支援をして次世代にもやし栽培方法を継承する努力を町がするのは当然と思うが、意見を伺います。

答 (町長) 町では、平成二十二年度県の助成金を活用し、ポスター、名刺を作成し、町外在住者を中心に、町出身者及び町にゆかりのある方に配布して、職場あるいは住んでいる地域の方々に当町の周知宣伝を図ってもらっています。

平成二十三年度には大鰐温泉観光マップ等を作成し、県外に情報を発信して誘客に努めたいと計画しています。また、観光案内所の看板の修繕も計画しています。

四月二十三日から七月二十二日まで開催される、青森デスティネーションキャンペーン期間中に大鰐温泉つつじ祭りが開催されることから、県内外にPRして誘客を図っていきます。

津軽広域観光圏協議会の中でも、各市町村単独でのPRだけでなく広域的な周知を図るため、連携して観光客の誘客を図ります。

新料理開発の協力支援については、観光客誘客のために、地域の食材を使った新料理を開発したいという団体が出てきたときは、支援協力を検討していきたい。

参考までに、大鰐町雇用創出協議会では平成十九年度からレトルト食品の開発に取り組

み、平成二十二年度に六種類の食品を開発していることを申し添えます。

もやし生産者に対する助成については、もやしの生産は六戸の生産者を残すのみとなり、生産者の高齢化、後継者不足などによる生産の縮小が要因となり、出荷量が需要に追い付かない状況となっております。

こうした課題に対応するために、町としても生産施設の整備、後継者の育成など新たなもやし生産振興対策を展開しているが、需要を満たす十分な供給に至っていない現状です。

今後、大鰐温泉もやしの生産振興を図っていく上で、栽培施設の整備や後継者の育成はもちろん、現生産者の意向を把握し、生産環境の整備やもやし生産組合としての役割を十分に活かしていくことが重要と考えています。

温泉もやしの生産を絶やすことなく維持し、今後の生産・栽培技術を継承していくために、どのような助成及び支援策が考えられるのか、各関係機関と連携しながら施策を講じていきたい。

質問

町中央児童館利用の疑問点について





秋田谷和文 議員

問 春、小学校新入生が三月三十一日に幼稚園・保育園を卒園し、四月七日頃小学校入学式を済ませるまでの約一週間、いかなる理由によるのか定かでないが、中央児童館を利用しえないという苦情が寄せられています。

これまで数例あるようであり、子供を持つ親の間では既成事実化しているようです。これは是正されなければならぬ。中央児童館の果たす事実上の機能を直視の上、改善を図ってほしい。

広報大鰐によれば、中央児童館の利用時間が、本年一月一日より「午後七時まで」が「午後六時まで」に一時間繰り上がったようです。広報で利用時間の変更を周知させる以上、町民は六時以降利用しえないものと考えてしまいます。やはり、利用者の利益にという原則は堅持し、利用者のいないときには早く閉館することも可能とする方法を探るべきと考えますが、いかがか。

行政による「子育て支援」への基本的考えを聞きたい。

「子育て支援」が充実することとは、安心して子供を産み育てることができるという意味で少子化対策の一助たりえます。安心して仕事に就く機会を増やすという意味で町民の所得向上の一助たりえます。

答（町長） 「中央児童館を利用したかったのにできなかった。中央児童館の機能を発揮するよう改善してほしい。」とのことだと思つが、全くそのとおりであり、児童には安心して利用できるよう配慮したい。今後は、もっと児童館の事業の啓蒙を図ることなどを実施して、指定管理者に指導していきま

す。児童館の利用時間は、私どもの周知において言葉が足りなかった。指定管理者に対して、「規則上七時までですから、その時間までは開館してください。」と指導したところ、六時以降については申込みによって利用できるようにし、主に活用している蔵館小学校の意見も参考に時間の変更をしたものです。

町の子育てについての取り組みは、一、安心して妊娠・出産ができるための支援、二、子育て

の不安や負担の軽減、三、多様なニーズに合わせた保育サービスの充実、四、特別な援助を要する家庭への支援をすることにしており、特に、就業機会の増加という面での支援としては、三の多様なニーズに合わせた保育サービスの充実の中で、延長保育、休日保育、一時預かりということ、女性の就業状況に対応するようにしています。

質問

がん検診受診率向上について  
あと五か月、地デジ難民を  
防ぐ  
地域公共交通の推進について



渡辺久一郎 議員

問 一、町の乳がん、子宮頸がんの無料クーポン券導入により、受診者数の推移、がん発見率にどのように貢献しているか。

二、子宮頸がんの予防ワクチンの接種については、町民が安心して接種できるように安全性や有効性などの正しい情報の

啓発が必要であり、その取り組みは。

三、二十代から三十代の子宮頸がん罹患者が増加傾向にあるとも言われています。子宮頸がん予防ワクチンや検診の大切さを次世代に伝えていくために、家庭、学校、社会での啓発をどのように進めていくのか。四、乳がん、子宮頸がん、胃がん、肺がん、大腸がん等の受診率五〇%を目指した取り組みは。五、男性特有のがんである前立腺がんの検診を加えることはできないか。

答（町長） 一、この事業における受診者で、平成二十一年度の対象者は、子宮頸がん検診は二十歳から四十歳の五歳ごとの対象者二百八十一人、乳がん検診は四十歳から六十歳までの五歳ごとの対象者四百二十八人で、受診した方はそれぞれ六十人、百四十四人で、受診率は二一・三%、三三・六%でした。なお、今年度の実績は現在取りまとめ中ですが、平成二十一年度並みと聞いています。

がん発見については、子宮頸がん検診、乳がん検診ともに大きな貢献をしていると思っております。

二、ワクチンの接種実施については、二月一日から中学校一年

生から高校一年生まで無料でできるワクチン接種に関する個別のお知らせと、ワクチンに関するパンフレットも同封して、理解を得た上でワクチン接種を勧奨したところです。

三、啓蒙という面では、鰯中の思春期教室において、産婦人科医を講師に子宮頸がんの予防ワクチンの内容も講義しています。また、保護者には、四月のPTA総会で周知を図りま

す。そのほか、町内の各地区での健康教育においても、このワクチンのことを説明し、がんを発症しないように検診の必要性とともに周知しています。

四、町のがん検診の受診率は、胃がん検診一八・五%、大腸がん検診二一・二%、肺がん検診二二・八%、子宮がん検診一一・一%、乳がん検診一七・八%で、平成二十三年度までに目標の五〇%にするのは難しい状況です。ただし、受診者数の増加を目指し、複合検診の日程を九日間から十日間に一日増やすなど、受診機会を増やしています。

子宮頸がん検診は、集団検診のほか、医療機関での個別受診の要望を取り入れ、平成二十三年度から個別受診を実施します。

五、町では、平成十五年度から平成十九年度までの五年間、総合検診時に五十歳以上の男性を対象に、前立腺がん検診を実施していた。

しかし、平成十九年に厚生労働省の「死亡率を減少させる効果は証明されていないため、公的な費用で行う住民健診としての実施は進められない。」との内容の指針により、実施を取りやめた。

問 ことし七月二十四日に予定されている地上テレビ放送の完全デジタル移行(地デジ化)まで百五十日を切りました。低所得・高齢者世帯のデジタル化は遅れており、総務省はNHK受信料の全額免除世帯に付してチューナーを無償で給付しており、市村民税の非課税世帯にも給付の対象を広げた取り組みを展開しているが、デジタル機器の扱いが苦手な高齢者世帯などに対するサポート体制の強化が強く求められます。

総務省では完全移行に向け、「最終国民運動」を展開するほか、地デジ移行の前後一箇月間、市町村単位で臨時相談窓口を千箇所程度設置する方針なども示しているが、「地デジ難民」を出さないためには万全の対

策が不可欠です。

受信機の普及と合わせ、特に重要となるのがテレビの回収を巡るトラブルや不法投棄への対応であると思います。テレビを処分するにはリサイクル料がかかります。回収業者を使う家庭が多いが、料金を巡るトラブルが多発しています。高齢者に法外な料金を請求する業者もあり、住民への注意喚起が必要です。また、不法投棄も深刻な問題です。

そこで、以下について問います。

一、当町のデジタル未対応の世帯・難視聴対策の進捗状況、集合住宅などの対応状況とその広報体制は。  
二、低所得者のデジタル化への取り組み、高齢世帯へのサポート体制についてはどうなっているのか。  
三、テレビ回収を巡るトラブルや不法投棄対策について、どのような考えをもっているか。  
四、地デジにかかわる総合窓口の設置を考えているか。

答 (町長) 一、当町のデジタル未対応世帯については、残念ながら把握していない。

難視聴対策の進捗状況については、平成二十一年、難視聴地域」の調査結果を踏まえ、高

野新田地区で現地説明会を実施した。その後、当地区では新たな共同受信組合を設立、国の補助事業等を活用し、地デジ難視聴地域解消に努めています。

虹貝新田地区の一部五世帯では、既存の共同受信施設の改修を実施し、解消に努めています。

町では関係省庁とも連絡を取り合いながら、町内全域の皆さんが地上デジタル放送を受信できるよう努めていきたい。

二、当町に総務省からの依頼で、まず平成二十一年六月に生活保護受給世帯と町民税非課税の障害者の世帯について、受信機購入等支援の周知広報について、平成二十二年十二月には低所得世帯まで支援を拡大するという協力依頼があり、その都度広報に掲載し、総務省のチラシを每户配布、そのほか回覧で低所得者等へ周知を図ってきたが、今のところ高齢者というだけでは、総務省の支援対象とはならない状況です。

三、地上デジタル放送終了に伴い、受信できないアナログテレビを処分するには、大きさによって異なるがリサイクル料がかかります。回収業者に依頼してテレビ等の特定家庭用機器を処分している家庭もあるが、高齢者などに法外な料金

を請求する業者とのトラブルが報道されています。

町には、現在このような被害などは報告されていないが、家電リサイクル法に定められていない家電製品の処分方法及び回収許可業者については、毎年毎戸に配布しているごみの分別収集日程表に掲載しています。

不法投棄の件は、現在、家庭でのテレビの台数は部屋ごとにテレビを設置している家も多く、地上アナログ放送が終了になり、今後これらのテレビが不要になった場合、不法投棄される可能性が十分あると考えられます。

これらのテレビが不法投棄されないよう廃棄処分方法の周知を図るとともに、不法投棄禁止の看板の設置、巡回等を今以上に実施します。

不法投棄の情報があった場合には、警察・県と連携し、不法投棄が多発する場所には看板の設置や、県より監視カメラを借用して監視を行うことも考えています。

四、総務課が総合窓口となつて対応し、内容等によって関係課・関係機関と連携して対処していきたい。

問 町は、人口減少や高齢化

により地域の活性が低下しているとともに、山間地に至っては限界集落の状況になってきています。

公共交通においてもバスの利用者の減少により、ダイヤの減少、空車が目立ちます。公共交通は自動車を利用できない人、特に運転免許を持たない高齢者や児童・生徒にとつて、通院や買い物、通学等の日常生活に不可欠のものです。

地域公共交通の推進に関する私の指摘もあり、昨年大鰐町地域公共交通相互連携計画を定め、大鰐・高野新田間で平成二十二年十月より新交通システム(デマンド方式)によるタクシー・バスの試験運行が実施され、半年が経過しようとしているが、この実験運行による利用者の増減はどうなっているか。

利用者に対してたびたびアンケートを取ったようであるが、どのような要望、問題点が出てきたのか。

今後、他路線、町中心部を含めた運行計画はどのようになっているのか。

答 (町長) 高野新田線の十月から二月までの五箇月間の実験運行の状況は、利用者数は計画では三千人に対して、実人

員は六千二百八十七人となつて二〇九%、一日当たりの利用者数は計画では二十七人に対して、実人員は四十一人となつて一五一%、一便当たり計画では一・七人に対して、実人員は四五人となつて二六四%となつています。

要望、問題点については、予約するのが面倒であるが大多数を占め、電車の時間との接続が不便である、予約は一時間前でもなくともいいのではないかと、予約なしで走ってほしいなどがあります。

町地域公共交通会議の計画による今後の運行計画は、平成二十二年度から三箇年計画で、平成二十二年十月から平成二十三年九月まで高野新田線、平成二十三年十月から平成二十四年九月まで島田線、平成二十



四年十月から平成二十五年九月まで駒の台線の三路線を実験運行します。

今後はそれぞれの路線について、実験運行の結果を検証してからの計画となる予定であり、町中心部については、町地域公共交通会議に諮っていき

質問

国民健康保険税について  
学校給食について  
TPP(環太平洋経済連携協定)について  
住リフォーム助成制度について



秋元芳江 議員

問 一、町民の命を守るという観点からも、国保税の値上げはしないという方向で考えてほしい。  
二、生活困窮者のための減免基準を定めることが必要かと思えます。  
三、町民の暮らしを守るのが自治体の責務と考えます。減免制度の早期実現を願うものです。

四、政府が推し進めようとしている国保の広域化には、地域によって医療供給制度の違いや、住民の状況、年齢層、所得、健康状態などの違いを踏まえた地域・住民の特性にマッチした制度づくりなどには一切配慮がない。

町として「国保の広域化」には反対の姿勢を示してほしい。

答(町長) 一、国民皆保険制度で、加入者の負担で国民健康保険事業の運営を確保するため、やむなく保険税の税率を上げることもあります。

二、町では、被保険者の課税については所得に応じて税率の軽減を図っています。災害により生活が著しく困難になつたものや、貧困により生活の公私の扶助を受けるものなどは減免の対象となります。

貧困により公の扶助を受けるものは、生活保護世帯ということになり、医療も保護費で対応することになるので、貧困による減免は現実的には行われていない。

三、減免制度は、法律上はあるが、町の制度は未策定で、今後、調査等を踏まえて策定を考慮したい。

四、国保の広域化は、法の改正により市町村国保の事業運営

の都道府県化を進めるため、まず都道府県の判断で、広域化等支援方針を策定することとしており、青森県では平成二十二年十二月に策定しているもので、今後、市町村の意見を聞きながら広域化を進めると思いますが、住民のためにより良い道筋を選びながら、慎重に対応していきたい。

問 最近、食育という言葉が聞かれるようになりました。子供たちに安く安全で、なおかつ良い内容の給食を提供することは子供たちの育成のために不可欠と思われれます。

町には「食育推進計画」があると聞いていますが、この日頃の活動状況を知らせてほしい。学校給食には地元の米やリンゴ、野菜など、どの程度導入されているのか。

地元の食材を使うためには農家の方々の協力が不可欠だと考えるが、今後どのような取り組みをしていくのか。

答(町長) 食育推進計画は、町民一人一人が健全な生活を実現し、健康を確保できるようにするため、食についての習慣や様々な知識や食を選択する判断力を正しく身につける活動や学習に取り組むことを目

的に計画を策定したものです。計画期間は、平成二十年度から平成二十四年度までの五年間となっています。

食育推進活動の状況は、蔵館小学校で、田植えや稲刈り、りんこの人工授粉、葉取り、収穫などの作業体験を農家の指導のもとに実施しています。また、町内小学五年生を対象に朝食の大切さを知り、みずから実践できるよう調理実習を実施しています。

今後とも食育推進計画の推進については、関係機関との連携、担当課と協議を重ね、取り組んでいきたい。

答(教育長) 学校給食への米やりんご、野菜などの地元産の導入状況は、平成二十一年度地元産の使用量は十二・二トンです。使用率は一三・九%となります。

そのうち米については流通の関係上、JAつがる弘前を経由しているが、これは一〇〇%地元産としてカウントしています。

ほかに地元産として農畜産物九品目、味噌等の加工品を四品目導入しています。食育りんごについては、今までJAつがる弘前や地元業者から購入していたが、平成二十

三年度からは、町内の生産者より直接購入することになっていきます。

野菜についても大鰐もやしをはじめ六品目を使用しているが、来年度はさらに二品目の協力が得られることになりました。

地元産導入の今後の取り組みについては、議員指摘のとおり生産者の協力が不可欠です。したがって、米や野菜等の個々の品目について、生産者と価格や品質及び安定供給等について話し合いを続け、導入できる品目を増やしていきたい。

問 県は、TPP参加に反対する意志を示しているが、町はどのような方針を立てているのか。

TPPが導入されれば、農業のみならず医療や介護、雇用や金融にまで影響がいき、日本の経済状態は壊滅的打撃を受けると言われています。JAや農民連をはじめ、日本医師会も反対の声を上げ始めています。食料に関しては、現在、四〇％を何とか維持している食料自給率も、TPPが導入されることにより一三％まで下がる可能性があります。あると農水省も発表しています。

医療の分野でも、アメリカ型

になり自由診療が増え、日本の誇れる国民皆保険が根底から覆される危機に陥り、お金のあふる人しか医者にかかれないう事象を迎えることになり

ます。労働力もしかり、外国から安い賃金で働く労働者が入ってくることに、現在でも働く場所がないと言っている人たちがあります。締め出され、さらに失業率が上がることが懸念されます。

このようにすべての面からして、町も国に対して反対の声を強く上げるべきではないか。

答 (町長) 日本の農業は、産業として衰退しつつも農業者等の努力によって、高品質で安全・安心な農産物の供給、国土の保全等の多面的機能を発揮しています。

TPPに参加した場合、農林水産省の影響試算では、日本の農業・農村は壊滅的な打撃を受けるものとなっています。内外価格差が大きく、外国産との品質的な優位性がない品目は、市場を失い生産が大幅に減少するものとなっています。

特に米は著しく影響を受け、生産量の減少率は九〇％、損失額は約二兆円と生産減少額の半分を占めるものとなっています。

ます。

食料自給率も国内農産物の大幅な減少により低下し、耕作放棄地の増加等により、環境機能や景観の保持、水源のかん養など農業の多面的機能も失われ、その喪失額は三兆七千億円にのぼると見込まれています。

関連農産物加工業への直接的な影響に加え、生産資材、飼料、農業機械等の製造業、運輸業など地域経済に大きな影響を及ぼすものとなっています。

例外的な関税撤廃による自由貿易化に参加することになれば、安価な農林水産物の輸入が増加し、農林業を基幹とする町の地域経済に多大な影響が生ずるものと思われ

ます。食料の安全保障や農業・農村のもつ多面的機能への影響も懸念されることから、十分な議論もなく国民の同意が得られない現状では、国政といえども慎重な態度で臨みたい。

問 政令市の神奈川県相模原市で、初めて「住みリフォーム助成」を取り入れたと二月十三日の新聞に掲載されていたが、町でもぜひ検討を進めてほしい。

秋田県では、一年限りの予定がごとし一年延期することを決めました。これは経済対策

であり、少しの予算で何十倍もの波及効果が出るものです。

青森市ではバリアフリー、エコ対策、耐震と限定しているが、限定することなくすべてのリフォーム、例えば戸の立てつけが悪い、断熱材を入れたい、風呂場が寒い、雨漏りがするなどをすべてに適用することにより、町内のすべての業者が潤うこととなります。現在約二百近い自治体で実施し、新年度はさらに増える予定です。

工事を依頼する業者は、町内に居住している者、大手企業の代理店や支店は認めないなどの制約により、確実に地元業者にお金が入る仕組みになっています。

補助金は各自治体によって違いますが、町でもなるべく早期の実施をお願いし、町に活気を取り戻したいと考えているが、見解を聞きたい。

答 (町長) 近年の長引く不況等により、多少の景気回復は見込まれるものの、住宅建築に関しては依然厳しい状況にあると思います。

町の住宅建築件数を見ても、平成二十一年度分の新増改築件数では三十五件と少なくなっています。

そこで、住みリフォーム助成



制度ですが、現在、町の住みリフォーム助成は、在宅介護の認定対象者・障害者が居住するトイレ、手すり及びバリアフリー等の住宅改修に対象限度額は二十万円、うち十八万円を支援し、残り二万円は自己負担となっています。

下水道・合併浄化槽事業では、無利子融資による水洗便所改造貸付制度を実施している状況です。

他の県・市町村で、住みリフォーム助成制度を実施しているが、このことによる雇用対策及び地域の経済波及効果は大きいものがあるかと思

います。町は、財政健全化に向けて取り組んでいる状況にあり、財政運営を見据えながら、今後検討していきたい。



経費のすべては蔵館財産区が収受する、いわゆる利用料金制度で行うべきと考えます。すべては町が置かれている財政状況との相談であり、これと表裏一体にあるということを重ね承知した上で、住民や利用客の安全性はもとより、蔵館地域の活性化に加え、地域住民の長年の期待に真摯に耳を傾け、その実現に向け、一度行政内部で計画の相上に載せ、実現の可否について、ぜひ検討をお願いいたします。これに対する考えを聞かせてほしい。

答（町長） 蔵館大湯会館の建て替えについて、窮状を救うことは、政治・行政に属する者の使命です。議員の危惧していることについては、私も同様です。

しかし、町は昨年度に策定した、「財政健全化計画」の着実な遂行を図り健全化に向けて鋭意努力しています。今後の財政運営を見据えながら前向きに検討していきたい。

議会だよりは、町議会議員で構成される広報委員会が編集しています。なお、議事録は議会事務局で閲覧できます。

保健福祉課だより

## 無料法律相談所開設のお知らせ

大鰐町では、いろいろな問題で困っている方々のために弁護士を招いて、無料法律相談所を開設しますのでお気軽にご相談ください。

日 時 平成23年6月24日(金) 午前10時～正午  
場 所 大鰐町中央公民館3階小会議室  
相談員 青森県弁護士会会員 弁護士 須田和則

相談の内容等については、秘密厳守ですのでご安心ください。

相談を希望される方は、受付が8名以内ですので、お早めに下記までお申し込みください。

詳しくは 町役場保健福祉課 ☎48 - 2111内線303(小川)

住民生活課だより

## 災害共済に加入しよう

町民の皆様、交通災害に加入されましたか？申し込みがまだの方、今からでも遅くはございません。

交通災害共済は、申し込みされたその日からの加入になりますので、いつ加入されても構いません。

ご加入をお待ちしています。

申し込み用紙は、役場住民生活課3番窓口にあります。

詳しくは 町役場住民生活課 ☎48 - 2111内線322(成田・中島)

税務課だより

## 「大鰐町ふるさとづくり寄附」の運用状況の公表

町では、平成20年度に「大鰐町ふるさとづくり寄附条例」を制定しました。この条例は、豊かな地域資源の保全及び活用と地域おける住民の福祉の増進を図るために寄附金を募り、それを財源に寄附を通じた住民参加型の地方自治を実現し、地域間交流を図り、個性豊かな活力あるまちづくりに資することを目的とした条例です。

【平成22年度の運用状況】  
寄附件数……2件 寄附金……40万円

寄附金は「大鰐町ふるさとづくり基金」に積立し、前述の目的のため活用されます。

今後も寄附へのご協力をお願いいたします。

「寄附申込書」は、町役場税務課の窓口にて用意してあります。

詳しくは 町役場税務課 ☎48 - 2111内線412・413

総務課だより

## 県外から避難されている皆様へ

東日本大震災の被害を受け、県外から青森県へ自主避難されている方へのお願いです。

避難先の市町村へ、ご自身の情報をご提供ください。


避難前にお住まいの県や市町村から、さまざまなお知らせをお届けできるようになります。

詳しくは  
町役場総務課 ☎48 - 2111内線122(菊池)

人事異動により、鳴海病院から内科常勤医の大川先生が赴任となりましたのでご紹介いたします。

また、当院では、健康診断、人間ドック、半日ドックを実施しているほか、外来化学療法、抗がん剤治療や外来リハビリテーションも開設いたしました。

皆様のご利用をスタッフ職員一同お待ちしておりますので、よろしくお願いたします。



# 大鰐病院 からの お知らせ

大鰐病院だより

新任医師の紹介

大川恵三 医師(副院長)

【診療科】内科

【専門分野】消化器病、内視鏡

検査・治療、がん化学療法

【専門・認定医】消化器内視鏡

専門医、認定産業医



大鰐病院には平成5年4月から9月までの半年間勤務したことがあります。その後も当直や外来のお手伝いに8年位前までは時々顔を出していたのですが、最近は無沙汰してしまいました。今回は平成5年から数えると18年ぶりの赴任ということになります。懐かしい当時のスタッフもまだ少なくはないので古業に戻ってきたような気分です。

以前と比べるとベット数も病棟も減ってしまいました。内科の常勤医は三人から二人へ減っており当直も月に6〜7回と増えており大変です。

持続可能な程度に頑張りたいと思いますので宜しくお願いします。

平成23年5月からの外来診療体制

診療体制	月	火	水	木	金	土	
内科	常勤	宮澤医師	大川医師	大川医師	宮澤医師	宮澤医師 (9:30まで)	
	非常勤	弘前大学医学部 附属病院 間山医師	福士医師	弘前大学医学部 附属病院 高見医師	福士医師	弘前大学医学部 附属病院 高見医師	弘大内科医師
専門診療		【内科】 弘前大学医学部 附属病院 心臓循環器外来 齋藤医師 (9:00~11:30)	【外科】 弘前大学医学部附属病院 乳腺・甲状腺 外来 須貝医師、津嶋医師 (10:00~11:30) 須貝医師(毎月第1、3、5週) 津嶋医師(毎月第2、4週)	【内科】 弘前大学医学部 附属病院 リウマチ・膠原病 外来 石黒医師 (14:00~16:00)			
外科	三上医師	佐藤院長	三上医師	【午前】 三上医師 【午後】 国立病院機構 青森病院 三ツ井医師	佐藤院長	弘前大学医学部 附属病院 袴田医師	
小児科			飛鳥医師 (9:00~11:30)			弘前大学医師 (9:00~11:30)	
眼科			国立病院機構弘前病院 蒔苗医師 (14:00~16:00)			国立病院機構 弘前病院 蒔苗医師 (9:00~11:30)	
耳鼻咽喉科					国立病院機構 弘前病院 黒田医師 二井医師 (13:30~16:00)		

診療科目および診療日(時間)

急患は時間帯に関係なく随時診療いたします。

午前の受付時間・・・8時15分～11時30分  
午後の受付時間・・・13時00分～16時30分

- ・土曜日は午前診療を行っています。
- ・夜間は急患診療を行っています。



内科、外科の午後の診療は、病棟回診、検査、手術等のために患者さまにお待ちいただくことがありますので、午前中の診察をお勧めいたします。

小児科(水曜の午前・土曜の午前)  
小児科の医師が不在の曜日や時間帯でも、常勤医が対応します。症状によっては緊急対応もいたします。お気軽にお問い合わせください。  
専門診療は予約が必要です。

耳鼻咽喉科の診療は、黒田医師、二井医師が交代で診療いたします。

お問い合わせは 町立大鰐病院 ☎48 2211

# 介護予防事業についてのお知らせ

大鰐町では、介護予防事業のうち、(福)北光会に委託している二つの教室の参加者を募集します。参加を希望される方は、下記問合せ先までご連絡ください。



## 転倒骨折予防教室(コツコツ教室)

転倒は足腰の衰えが最大の引き金になります。年だからと思って体を動かさないでいると筋力はどんどん低下します。

筋力は年齢にかかわらず、鍛えることができますので、日ごろ体を動かす機会のない65歳以上の方、是非ご参加ください。

運動初心者も大歓迎です。

場所 あずみ野デイセンター  
回数 月2回(火曜日)



問合せ及び申し込み先は  
あずみ野デイセンター  
(鯖石字浅瀬淵35-5) ☎47-6556

## 家族介護教室

高齢者を介護している家族や援助者等を対象に、介護方法や介護者の健康づくり等についての知識や方法を知ってもらうために家族介護教室を実施しています。

現在介護しているご家族だけ

でなく、今後介護することが予想される方にも参考となる内容がたくさんありますので、是非ご参加ください。

場所 あずみ野デイセンターほか

回数 年10回程度

内容

月	内容
5月	家庭で行う介護(1回目)移乗と更衣
6月	家庭で行う介護(2回目)入浴・清潔を保つ
7月	家庭で行う介護(3回目)食事の介助と食事の工夫
8月	お年寄りに喜ばれる食事メニュー(1回目)
9月	介護サービスの紹介とその活用法
10月	便利な介護用品の紹介・住宅改修について
11月	家庭で行う介護(4回目)介護実技総集編
1月	お年寄りの容態とその対応方法
2月	お年寄りに喜ばれる食事メニュー(2回目)
3月	認知症の理解とその対応方法

## 身体障害者「巡回診査」実施について

身体障害者の医学的判定と更生に必要な総合的相談に応じ、援護の万全を期することを目的に、下記の日程で身体障害者の巡回診査が実施されます。

### 【実施日等】

対象となる障害者...肢体障害  
実施日 平成23年7月11日(月)  
場所 弘前市身体障害者福祉センター(弘前市八幡町1-9-2)  
受付時間 8:45~11:00  
診査時間 9:30~12:00

持参する物 身体障害者手帳(手帳所持者のみ) 印鑑  
その他 手帳所持者で再認定が必要な方については役場からお知らせします。

巡回診査を受ける必要のある者

1. 身体障害者手帳所持者で、再認定を要する方は必ず受診のこと
2. 身体障害者手帳の交付を受けたい方(6月24日までに役場保健福祉課へ連絡してください)
3. 身体障害者手帳の障害程度変更の診査を受けたい方
4. 義肢・装具等の補装具(電動

車椅子の他、複雑な処方を要するものは除く)の交付、再交付、または修理を必要とする方  
5. 生活・医療・施設入所等の相談を希望する方

\* 当日の診査で得られる情報のみでは判定が出来ないことがあります。

また、身体障害者手帳の障害程度再認定が必要な方は、指定医師のいる医療機関においても再認定診断書が作成できません。

詳しくは 町役場保健福祉課 ☎48-2111内線310(嘉瀬・菊池・櫻庭)



住民生活課だより

# ご存知ですか公的年金制度

国民年金の保険料免除制度について

国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、本人の申請によって保険料納付が免除される「保険料免除制度」があります。この制度は、本人とその配偶者及び世帯主の前年の所得が一定の基準額以下の場合に承認され、保険料の全額が免除される「全額免除」のほかに、世帯の所得に応じて保険料の一部を納付して残りが免除される「一部納付（一部免除）」があります。「一部納付（一部免除）」には1/4納付、1/2納付、3/4納付の3種類があります。（一部保険料が未納の場合、その期間の一部免除は無効未納と同じ）になります。

若年者納付猶予制度がある。若年者納付猶予制度がある。

これらの保険料免除期間一部納付を含むは、年金受給に必要な期間に算入されませんが、年金額を計算する場合は保険料を全額納付したときと比較して、「全額免除」は8分の4、「1/4納付」は8分の5、「1/2納付」は8分の6、「3/4納付」は8分の7となります。免除の承認期間については7月から翌年の6月までですが、全額免除又は若年者納付猶予が承認された方が、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望された場合は、翌年度以降は改めて申請を行わなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査を行います。

ただし、平成23年7月に申請する場合は、平成22年7月から平成23年6月分までの期間前一年間分についても申請することができず、7月に前一年間分の免除等

免除の対象となる所得の目安（平成23年度）

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	1/2納付	3/4納付
4人世帯 (ご夫婦、お子さん2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (ご夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

詳しくは  
町役場住民生活課  
国民年金係 ☎48 2111  
内線327(成田)



も申請される場合は、申請書を2枚提出されるようお願いいたします。

詳しくは、お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、またはお近くの年金事務所国民年金担当窓口までお問い合わせください。

退職（失業）による特例免除制度をご利用ください。

厚生年金に加入していた方が退職（失業）されると、市町村役場で国民年金の加入手続きを行い、月額15,020円（平成23年度の金額）の保険料を納めることとなります。ただし、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

特例免除制度は、退職（失業）した年度及び翌年度に限り、利用することができます。通常、保険料が免除されるためには、申請者本人・配偶者・世帯主の方が所得基準の範囲内である

必要があります。特例免除では、審査の対象となる申請者本人の所得を除外して審査を行います。

特例免除を申請される場合は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票等の公的機関の証明書の写しを添付して、住所地の市町村役場国民年金担当窓口へ提出してください。

なお、学生の方で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、学生納付特例制度をご利用ください。

## 法定免除

国民年金では、障害年金を受給されるようになって、20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入しなければなりません。が、保険料の納付については法律によって免除される制度があります（法定免除）。具体的には障害基礎年金を受けている方、障害厚生（共済）年金を受けている方で障害等級が1級または2級の方が対象となります。

また、生活保護法による生活扶助を受けている方も対象となります。





# 行事予報

6月



天候等による日程の変更にご注意ください。

1日(水)	大鰐町小学校体育祭
4日(土)	万国ホラ吹き大会(石の塔登山・大鰐温泉駅午前8時出発 / ホラ吹き大会・鰐come正午～)
5日(日)	青森県知事選挙投票日(町内各投票所・午前7時～午後8時)

7月

1日(金)	羽黒神社宵宮
7日(木)	早瀬野宵宮
9日(土)	宿川原・蔵館宵宮
11日(月)	日の出・前田ノ沢宵宮
13日(水)	駒木・三ツ目内宵宮
14日(木)	八幡館・九十九森・元長峰・折紙宵宮
15日(金)	森山・高野新田・虹貝・虹貝新田宵宮
16日(土)	唐牛・駒ノ台・居士宵宮
17日(日)	苦木・島田宵宮
20日(水)	大円寺宵宮
23日(土)	長峰宵宮



保健福祉課だより

## 地上デジタル放送視聴のための低所得者支援の拡大について

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送に移行することができない世帯に対して支援を行っていますが、今回、その対象を「町民税非課税世帯」に拡大します。

注 生活保護、身体障害者の世帯ですすでに申請された方は、再度申請することはできません。

### (1) 新たな支援の対象は？

まだ地上デジタル放送に対応できていない世帯で、「世帯全員が町民税非課税の措置を受けている世帯」が対象です。なお、支援を受けるにはNHKとの放送受信契約が必要ですが、まだ契約がお済でない場合は、支援申込み以降に速やかに契約してください。

### (2) 受けられる支援の内容は？

簡易チューナー(1台)を無償で給付(配布)します。  
また、チューナーの設置方法や操作方法を電話でサポートします。(チューナーの訪問設置、アンテナの改

修は行いません。)

### (3) 申込方法は？

申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付して総務省地デジチューナー支援実施センターへ送付してください。申込書は、町役場各窓口やNHK放送局に設置しております。また、インターネット・電話等で総務省地デジ支援実施センターから取り寄せもできます。申込みにあたっては、「世帯全員が記載された住民票」と「世帯全員分の町民税非課税証明書」が必要です。

### (4) 申込受付締切 平成23年7月24日(消印有効)

お問い合わせは

町役場保健福祉課 ☎48 - 2111内線310(嘉瀬・菊池)

支援制度について…総務省地デジチューナー支援実施センター ☎0570 - 023724

NHKの放送受信契約について…NHKふれあいセンター ☎0570 - 077077

大鰐中学校体育館 種目/団体戦(1チーム3名)、個人戦(男子A級、一般女子、ラージボール) 参加料/団体1,500円(1チーム)、個人500円・参加料は当日徴収、参加賞・昼食支給します。 申込締切/6月28日(火)17時必着、電話またはFAXで下記まで お問い合わせ・申し込みは 大鰐町卓球協会会長 神 郁夫 ☎48-4607(FAX兼)、又は事務局 坂本真一☎48-2251・FAX48-2290

### 第32回町民バドミントン大会・スクールのご案内

主催/大鰐町体育協会、大鰐バドミントン協会 後援/大鰐町教育委員会、大鰐町体育指導員協議会 期日/平成23年7月3日(日)開会式8時30分・試合開始9時 会場/大鰐小学校体育館 種目/ダブルス個人戦 男子ダブルス 初心者ダブルス 混合ダブルス 学生の部(オープン) 参加資格/大鰐一般町民(大鰐に職籍のある方も可) 参加料/1ペア1,000円(保険料を含む)、学生は無料 競技方法/21ポイント・3ゲームマッチ・分割リーグ・決勝トーナメント方式 締切/6月27日(月)午後4時 表彰/男子ダブルス優勝ペアには町長杯、初心者ダブルス優勝ペアには教育長杯、混合ダブルス優勝ペアには体育協会長杯を授与(いずれも持ち回り) その他/服装は運動着とズック エントリーは一人1種目に限る 申し込みは二人1組で参加料を添えて申し込んでください。

《小学生大集合!!》

大鰐町バドミントン協会では、小学生を対象に通年でバドミン

トンスクールを開催します。練習は週1回くらいを予定しています。参加をご希望される方、体験してみたい方は、下記まで「バドミントンスクール参加申込用紙」に必要事項を記載して申し込んでください。

申し込み締切は6月15日の午後4時までをお願いします。

お問い合わせ・申し込みは 坂本府隆(坂本靴履物店方)☎48-4193

### 平成23年度労働保険年度更新の手続きについて

労働保険の年度更新(平成22年度確定保険料と平成23年度の概算保険料の申告・納付の手続きのことをいいます。)を行っていたく時期となりました。

平成23年度の申告・納付は従来どおり6月1日より行うこととなります。

また、東日本大震災に伴い、青森県においては労働保険の申告に納付期限の延長がされております。(別途告示する期限までに申告・納付を行うことができます。)

なお、可能な方は、従来どおり7月11(月)までに申告・納付を行っていただくようお願いいたします。

詳しくは 青森労働局総務部労働保険徴収室☎017-734-4145

### 青森県電気機械器具製造業最低工賃改正のお知らせ

1.青森県電気機械器具製造業最低工賃が、平成23年5月1日から改正。

2.改正の内容は、3品目3工程5規格の最低工賃額を、100単位(本・端子・回・個)ごとに、それぞれ、0円47銭~21円30銭引き上げる(引上率5.73%~5.77%)もの。

3.詳しくは、青森労働局ホームページ(<http://www.aomori.plb.go.jp/>)からもご覧になれます。

詳しくは 青森労働局労働基準部賃金室 ☎017-734-4114、FAX017-734-5821

### 6月1日~30日は土砂災害防止月間です!

国土交通省と各都道府県では、毎年6月1日から30日までを『土砂災害防止月間』と位置づけ、本格的な豪雨の時期を前に、土砂災害による被害防止に向けて様々な防災・広報活動を実施しています。

昨年度は日本各地で土砂災害が発生し、そして多くの犠牲者が出ました。中には、地域の避難所へ避難していれば助かった命もたくさんあったと言われております。「今まで経験したことのないような強い雨が降っている」ときは「今まで経験したことのない災害が起こるかもしれない」と心に留め、正しい危機意識と早期避難で土砂災害による被害ゼロを目指しましょう。

連絡先 大鰐町役場総務課消防防災係 ☎48-2111内線122/青森県県土整備部 河川砂防課砂防グループ☎017-734-9670 参考URL (青森県ホームページ・平成23年度土砂災害防止月間)<http://www.pref.aomori.1g.jp/kotsu/build/H23doshagekkan.html>

INFORMATION

# おしらせ

6月10日は町民税・県民税(普通徴収分)1期の納期です。

## 子宮頸がん予防ワクチンの高校2年生相当の方への助成について

大鰐町では、平成23年2月より子宮頸がん等ワクチン接種促進事業を開始していますが、子宮頸がん予防ワクチンが全国的に供給不足となり、新規の予約や接種ができない状況が続いています。

このことに対する救済措置として、高校2年生相当の方(平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれ)は、4月1日以降に1回目の接種を受けた場合であっても、平成24年3月31日まで公費負担で無料で接種することができます。ただし、平成23年9月30日まで1回目の接種を行った方に限ります。

なお、ワクチンメーカーでは、安定供給の見込みは7月頃とされていますが、接種の際は医療機関と連絡した上で行うようにしてください。

詳しくは  
町役場保健福祉課 ☎48 - 2111内線308(鈴木)

## 農業者年金を受給されているみなさん、現況届の提出を忘れずに

農業者年金を受給している方は、毎年6月中旬に「現況届」を提出することになっています。この「現況届」は、農業者年金基金から

郵送されています(5月末頃)ので、住所、氏名を自署のうえ、町農業委員会に提出してください。

提出がないと年金の支給が停止となる場合がありますのでご注意ください。また、農業所得の申告も忘れずに。

詳しくは  
大鰐町農業委員会事務局 ☎48 - 2111内線422(福士)

## 自動車税の納税は

県では、4月1日現在の自動車の所有者に、自動車税の納税通知書を6月上旬にお送りしています。

今年度の自動車税の納期限は6月30日(木)です。お早めに、お近くのコンビニ、金融機関や郵便局で納めてください。

納める人

県内に主たる定置場がある自動車の所有者(割賦販売などで自動車販売店が所有権を留保している場合は、自動車の買い主)

自動車の所有者であるかどうかは、4月1日現在の運輸支局の自動車登録の状況によって判断します。

主な納付場所

- ・全国の主なコンビニエンスストア
- ・県内の銀行・信用金庫・農協等の本支店
- ・東北地方の郵便局

納期限を経過したときは、コンビニエンスストアで取扱いできない場合がありますのでご注意ください。

口座振替の申込みをされた方は、納期限の日が振替日となります。

納税通知書には、納めた後の納税証明書が添付されています。

住所が変わって納税通知書が届かない場合は、県税部にご相談ください。

東日本大震災により滅失又は損壊した自動車に対しては、代替取得自動車に係る自動車取得税・自動車税が非課税となる場合がありますので、詳しくは県税部にご相談ください。

詳しくは

中南地域県民局県税部 納税管理課 ☎32 - 1131(代表)内線233・333 ☎32 - 4341(直通)

## 東日本大震災により被害を受けられた方へ、国税関係のお知らせ

大震災により被害を受けた方は、所得税の軽減・免除が受けられ、税務署で手続きを行うことで所得税が還付となる場合があります。そのほか、源泉所得税の徴収猶予や還付、廃車となった自動車の自動車重量税の還付などの特例があります。詳しくは、弘前税務署にお問合せいただくか、国税庁ホームページ([www.nata.go.jp](http://www.nata.go.jp))をご覧ください。

詳しくは

弘前税務署 被災者専用ダイヤル ☎32 - 3507

## 町民卓球大会開催のお知らせ

【第31回町民卓球大会】

第31回大鰐町町民卓球大会を次の通り開催します。今年はラージボールの部を新設しましたので、奮ってご参加下さい。

日時 / 7月10日(日) 開会式 8時30分、試合開始 9時 ~ 会場 /

# 1歳の誕生日

【地区・宿川原】

山田雄太・裕子さんの子

**ひなた** ちゃん  
(平成22年 6月 9日 生まれ)



はじめまして、ひなたです。  
おしゃべりとハイハイが得意！  
アンパンマンが大好きでいつも  
お兄ちゃんと一緒に見えます。  
みなさん、よろしくね。

## 戸籍の窓口

4月受付分



お誕生おめでとう  
お子さん(父または母)地区名

- 阿部 健太郎(男・勇喜)大鰐10
- 山中 莉斗(男・大輔)大鰐9
- 山口 健心(男・誠)虹貝
- 山内 星彩(女・基益)早瀬野
- 浅利 悠羽(女・達也)森山
- 栗林 心桜(女・友哉)九十九森
- 蛭田 憲義(80歳)大鰐6A
- 山内 一夫(77歳)早瀬野
- 山口 文雄(71歳)大鰐7A
- 岩間 トミ(68歳)大鰐2
- 外崎 ナリ(90歳)三ツ目内
- 松岡 順子(69歳)虹貝
- 山下 多平(91歳)宿川原
- 外崎 義正(89歳)居士
- 對馬 教世(50歳)大鰐5B
- 菱谷 光男(86歳)蔵館5B
- 米田 キミ工(89歳)鯖石
- 福田 俊治(91歳)唐牛
- 工藤 博義(79歳)大鰐7B
- 山田 セ又(79歳)宿川原
- 下山 繁男(79歳)島田

おくやみもうします  
亡くなった人(年齢)地区名

- 大川 豊(53歳)長峰
- 三浦 リツ(91歳)元長峰
- 小笠原 ヤヨ(88歳)三ツ目内
- 成田 三千四郎(90歳)唐牛

### 暮らしの情報「消費者からの相談事例」 見守り新鮮情報第107号

#### 震災に便乗した義援金詐欺に注意

【事例1】

町会の世話役の名前を出しながら、「義援金を集めている」と言う人が家に来て、断つたのに、「Aさんは10万円、Bさんは100万円出した」と言っていて、なかなか帰ってくれなかった。その後、外で待っていた仲間と、「うまくいかない」と話していた。詐欺ではないか。

【事例2】

女性の二人組が、バス停で並んで

(60歳代男性)

被災者支援の募金を装って金銭をだまし取る義援金詐欺と疑われ、相談が寄せられています。

【事例3】

大手新聞社に似た名称を名乗り、震災の寄付集めに訪問してよいかと電話があった。信用できるか分からないので断つたが不審だ。

(80歳代女性)

ひとこと助言

被災者支援の募金を装って金銭をだまし取る義援金詐欺と疑われ、相談が寄せられています。

いる人達に対し順に紙の箱を差し出して被災者支援のお金を集めていた。こそこそとした態度であやしかった。

(60歳代女性)

事例以外にも、市役所などの公的機関や公的団体をかたるケースもみられます。  
すべてが義援金詐欺とは限りませんが、個別に募金を求められた場合などは、注意が必要です。募金先が信頼できる団体かどうか、必ず確認するようにしましょう。  
少しでも不審に感じたら、すぐに応じずに、最寄りの警察に相談するようにしましょう。

消費生活のご相談は

困ったとき、  
悩んだときは  
消費者ホットライン  
☎0570-064-370

- 青森県消費生活センター  
☎017-722-3343
- 弘前相談室  
☎0172-364500
- 国民生活センター相談部  
☎03-3446-0999

### 大鰐町の人口と世帯数

平成23年4月末日現在	人口	11,497人
前月比	( - 34 )	
男	5,313人	
女	6,184人	
世帯数	4,305世帯	
前月比	( + 1 )	